

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						7.4E+2	740.0	740.0
11	埼玉県					4.9E+3	1.3E+3	6,160.4	6,160.4
12	千葉県					4.5E+0		4.5	4.5
13	東京都								
14	神奈川県					6.4E+3	3.2E+0	6,403.3	6,403.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					3.0E+2		300.0	300.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県					5.0E+0	4.6E+1	51.0	51.0
25	滋賀県		5.0E+0		5.0	1.1E+2	1.0E+3	1,139.8	1,144.8
26	京都府								
27	大阪府		2.1E+1		21.0	2.1E+1	2.8E+0	23.8	44.8
28	兵庫県					1.7E+0	1.5E+1	16.7	16.7
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県		1.0E-1		0.1		4.4E+1	44.0	44.1
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国			2.6E+1		26.1	1.2E+4	3.2E+3	14,883.5	14,909.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。